

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
新潟港東港地区出入管理情報システム設定等業務一式	支出負担行為担当官 北陸地方整備局次長 杉野 浩茂 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	R4.10.5	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第5項 予決令第102条の4第7号 本業務は、新潟東港コンテナターミナルに設置している出入管理情報システム用の機器交換等に伴うシステム設定及び動作確認を行うものである。このシステムは、港湾管理者提供の保安カメラ映像などの秘匿性の高い情報を取り扱っており、秘密契約で行う必要がある。公益社団法人日本港湾協会は、出入管理情報システムの開発や運用支援業務を行っている実績、港湾施工管理システムの設計・構築の実績を有しており、唯一これらのシステムを熟知している者である。また、保安対策の実施方法の検討など調査・研究を数多く実施しており、「国際船舶・港湾保安法」に基づく港湾保安対策に関する高度な知見を有している。 さらに、組織内に港湾の「保安・情報システム部」を設置して情報管理規定を設け、厳重なアクセスコントロールを行うなど秘密保全の組織体制が十分整備されている。以上のことから、左記業者と随意契約を行うものである	4,158,000	4,070,000	97.9%	-	公社	国認定	1者	
苫小牧港東港地区出入管理情報システム設定業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 柘植 紳二郎 札幌市北区北8条西2丁目	R4.10.20	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3丁目3番5号住友生命山王ビル	7010405000967	・会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 ・本業務は苫小牧港東港地区国際コンテナターミナルゲートに設置する「出入管理情報システム」(以下「システム」)について、ネットワークの設計、動作確認等を行うものである。 本システムは、国土交通省港湾局が発注し、公益社団法人日本港湾協会が受注・開発、以降のシステムやネットワークの保守・障害監視及び運用支援を行っている。 本業務の実施に当たってはシステムに関するネットワーク構成・機能・通信系統等の情報を熟知する必要があり、また、当該情報はシステムの脆弱性を顕微鏡に類推させ得る情報であるため、情報が漏洩し外部からの危害を加える行為が発生した場合、全国のシステムに障害が発生し、大規模な物流機能の遅延が生じ、国内経済に深刻な影響を及ぼすこととなる。 公益社団法人日本港湾協会は、システムの開発から現在の運用に至るまで携わっていること、障害監視を行う専門部署「保安・情報システム部」を組織内に有していることから、本業務を履行する上で必要とされる条件を満たす唯一の者であり、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の規定により公益社団法人日本港湾協会を随意契約の相手方として選定するものである。	5,836,747	5,500,000	94.2%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和4年度 地積測量図作成等業務(その3)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所長 福田 勝之 愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	R4.11.14	(公社)愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 愛媛県松山市南江戸1-4-14	9500005006917	本業務は、山鳥坂ダム事業において、過年度に公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が調査等を行った土地について、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記など、土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。 地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であるが、その作成方法は松山地方方法務局が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」第6条第16項において「地積測量図に作成者として署名し、又は記名押印すべき者は、当該土地を調査し、測量した者とする。」と定められている。 従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した左記業者に限定される。 よって、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	1,020,305	1,020,305	100.0%	-	公社	国認定	1者	単備契約

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公財  
公社  
特財  
特社

国認定  
都道府県認定